

次世代育成支援対策推進法第 14 条第 1 項の
厚生労働大臣が定める表示を定める件について（報告）



厚生労働省は、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第〇〇号）において、認定基準を見直すことに伴い、次世代育成支援対策推進法第 14 条第 1 項の厚生労働大臣が定める表示を定める件（平成 26 年厚生労働省告示第 452 号）を改正し、上記を認定基準見直し後の認定マークとして告示した。

■新しい認定マークの特徴

- ・ 上部に最新の認定年を記載し、いつ認定を取得した企業か一目で分かるようになりました。
- ・ 「子育てサポートしています」の文字を記載し、何を目的とするマークかアピールできるようになりました。
- ・ これまで認定を受けた回数に応じて、くるみんを囲む星の数が増えていきます。

(参考) 取得回数に応じたマークのデザイン

(1回)



(2回)



(3回)



(4回)



(5回)



(6回)



(7回)



(8回)



(9回)



(10回)

